

効果的な価格交渉には 「原価を示した価格交渉」が有効です。

3月と9月は
価格交渉
促進月間！

ご相談ください

価格転嫁サポート窓口

各県のよろず支援拠点に設置

～価格交渉の基礎知識&原価計算手法の
習得支援を行っています。～



下請けかけこみ寺

「原材料価格が倍以上になったのに取引先が価格転嫁を全く認めてくれません！」などの中小企業の取引上の悩みの相談に応じています。

0120-418-618 フリーダイヤル



商工会・商工会議所

～「価格交渉ハンドブック」の活用等により、
中小企業の価格転嫁を支援しています～

ご活用ください

～取引先と価格交渉を行うために準備しておくとい
いツールや、交渉を行う上で押さえておくとい
いポイントなどを、わかりやすくまとめています。～

【改訂版】

中小企業・小規模事業者の
価格交渉ハンドブック

中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック (令和5年3月更新)



中小企業・小規模
事業者のための価
格交渉ノウハウ・
ハンドブック(令
和元年10月改訂)



価格交渉を行う
ための事例集
(平成29年1月改
訂)



ハンドブック、
事例集は、こち
らからご利用く
ださい。

裏面もご覧ください

価格交渉促進月間とは

中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定**。業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。また、各「月間」終了後には、フォローアップ調査を実施し、**状況の芳しくない親事業者に対しては**下請中小企業振興法に基づき、**大臣名での指導・助言**を実施しています。



価格交渉促進月間について



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針



価格交渉の申込み様式例

価格転嫁サポート窓口

拠点名	電話番号	設置機関
青森県 ず支援拠点	017-721-3787	(公財)21あおり産業総合支援センター
岩手県 ず支援拠点	019-631-3826	(公財)いわて産業振興センター
宮城県 ず支援拠点	022-393-8044	宮城県商工会連合会
秋田県 ず支援拠点	018-860-5605	(公財)あきた企業活性化センター
山形県 ず支援拠点	023-647-0708	(公財)山形県企業振興公社
福島県 ず支援拠点	024-954-4161	(公財)福島県産業振興センター



労務費の転嫁を促進します 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する「12の行動指針」 (内閣官房・公正取引委員会) 令和5年11月29日

採るべき行動／求められる行動	
発注者	受注者
① 本社(経営トップ)の関与	① 相談窓口の活用
② 発注者側からの定期的な協議の実施	② 根拠とする資料は最低賃金上昇率等の公表資料とすること。
③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること	③ 値上げ要請のタイミングや、受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。
④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う	④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示すること。
⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと	
⑥ 必要に応じ考え方を提案すること	
発注者・受注者の双方	
① 定期的なコミュニケーション	
② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管	

価格交渉の申込み様式例 労務費、原材料費、エネルギー費それぞれを明示する様式例です。 今後の交渉にぜひお役立てください。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会) 別添

価格交渉の申込み様式(例)

御見積書

〇年〇月〇日 (受注者)

(発注者) 御中

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名(例:業務名、品番、件名)

合計金額 円

内訳

1 原材料価格(素材費、部品購入費等)

数量	単価	金額	(備考)旧単価(円) / 単価上昇率(%)
材料・品番			
小計	円		

2 エネルギーコスト(電気代、ガス代、ガソリン代等)

単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考)単価上昇率(%)
電気代				
小計	円			

3 労務費(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

改定前の労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)に最低賃金・春季労使交渉受給額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
円		%	円

(例2)

現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉受給額等の上昇率	金額
円/人・日	人・日	%	円
小計	円		

4 その他

(例) 設備償却費、保管料、輸送費等

小計 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

指針に沿わない行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合は、公正取引委員会において独禁法・下請法に基づき厳正に対処。